

所管事項調査

<目次>

(ページ)

長崎市常設型住民投票制度について

- 1 長崎市常設型住民投票制度内容の意見聴取について・・・1
- 2 法律に規定された住民投票制度・・・2
- 3 住民投票条例の種類・・・3
- 4 長崎市において常設型住民投票制度を設ける目的・・・4
- 5 他都市の常設型住民投票制度一覧・・・5

総 務 部

令和元年9月



# 1 長崎市常設型住民投票制度内容の意見聴取について

## (1) 審議会の概要

### ア 名称

長崎市常設型住民投票制度検討審議会（事務局：総務部総務課）

### イ 担当事務

本市の常設型住民投票制度に係る重要事項の調査審議に関すること。

### ウ 委員構成（8人）

会 長 西村 宣彦（長崎大学経済学部総合経済学科 教授）  
副会長 岡田 雄一郎（長崎県弁護士会 弁護士）  
委 員 黒田 雄彦（NPO法人長崎の風 代表）  
立花 茂生（長崎県立大学地域創造学部公共政策学科 准教授）  
納富 重信（長崎市社会福祉協議会 常務理事）  
濱添 なおみ（長崎市PTA連合会 会長）  
松尾 英昭（土井首地区コミュニティ協議会 会長）  
吉田 法史（長崎青年協会 会長）

\*敬称略

### エ 開催予定回数

令和元年度 3回

## (2) 予定スケジュール

時 期	内 容
8月30日	第1回審議会（住民投票制度の概要、検討項目の整理等）
9月10日	第2回審議会（常設型住民投票制度の骨子案の検討）
9月中旬	9月市議会定例会（所管事項調査での説明）
10月	第3回審議会（常設型住民投票制度の骨子案の完成）
11月	11月市議会定例会（常設型住民投票条例の提案）

## 2 法律に規定された住民投票制度

根拠法	概要
① 日本国憲法 第95条 (特別法制定)	一つの自治体だけに適用される特別な法律を定める時は、その自治体で住民投票を実施し、過半数の同意を得る必要がある。
② 地方自治法 第76条・第78条 (議会解散)	選挙権を有する者の1/3以上の連署をもって、議会の解散の請求があった場合は、住民投票を実施して過半数の同意があったときは解散する。
③ 地方自治法 第80条(議員解職) 第81条(長解職) 第83条(過半数要件)	選挙権を有する者の1/3以上の連署をもって、議員の解職、自治体の長の解職の請求があった場合は、住民投票を実施して過半数の同意があったときは解職する。
④ 市町村の合併の特例に関する法律 第4条・第5条 (合併協議会設置)	議会で否決された住民請求による合併協議会設置について、改めて市長又は選挙権を有する者の1/6以上の連署をもって住民投票の請求があった場合は住民投票を実施する。そして、住民投票で過半数の賛成があったときは、当該自治体は合併協議会を設置する。
⑤ 大都市地域における特別区の設置に関する法律 第7条・第8条 (特別区設置)	特別区を設置する場合は、住民投票を実施して過半数の賛成があったときは、当該自治体は特別区の設置を申請することができる。
⑥ 地方自治法 第74条 (条例請求) ※個別型住民投票条例	選挙権を有する者の1/50以上の連署をもって、条例の制定又は改廃の請求があった場合は、市長は意見を付けて議会に付議しなければならない。  この場合において、その請求に係る条例が、住民投票条例であったときは、議会が議決によりその住民投票の実施の可否を判断することとなる。

### 3 住民投票条例の種類

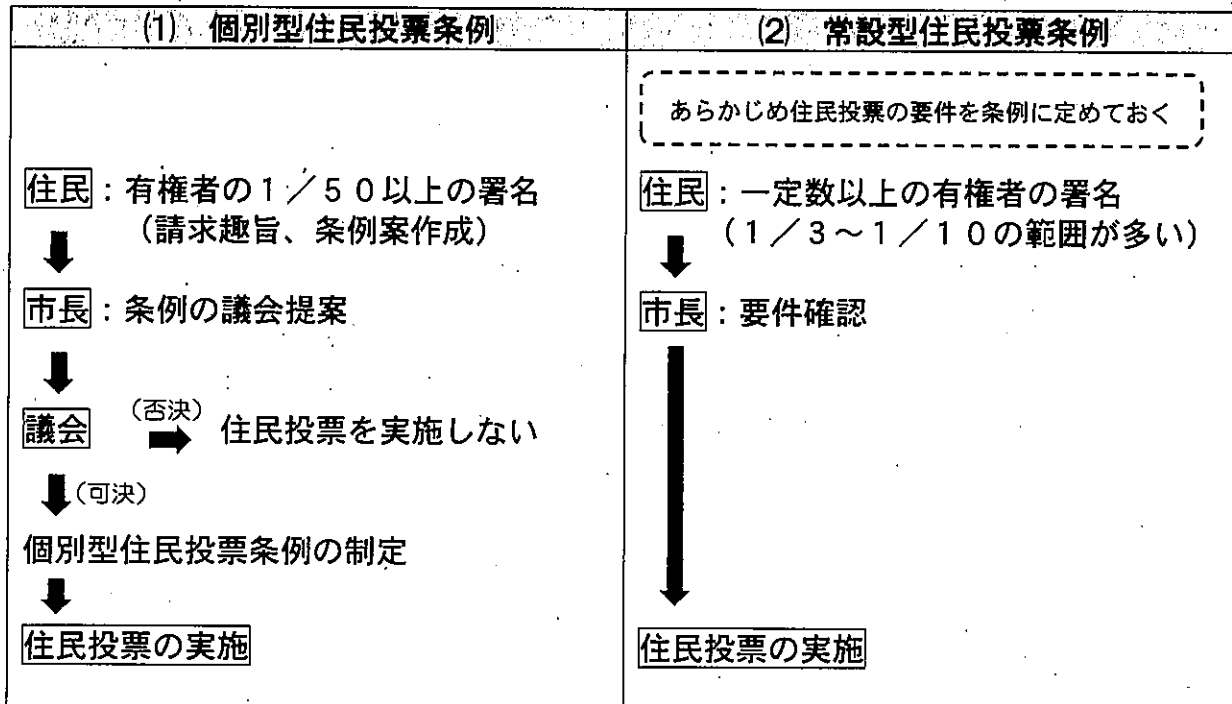
#### (1) 個別型住民投票条例

地方自治法の規定に基づき、個別の案件ごとに、投票資格者、投票手続等を定めた条例を制定（議会の議決が必要）し、住民投票を実施

#### (2) 常設型住民投票条例

住民投票の対象事項、必要な署名数、成立要件、発議権者などの要件をあらかじめ条例によって定め、要件を満たす案件については、議会の議決を経ることなく住民投票を実施

#### ① 手続の流れ（イメージ図）



※ (2)常設型住民投票条例を制定した場合は、(1)個別型住民投票条例（地方自治法に基づく直接請求）と(2)常設型住民投票条例（条例根拠）のどちらかを選択できるようになる。

#### ② 常設型住民投票条例の特性

- ・予め定められた要件を満たせば、議会の議決を経ずに住民投票が実施できるため、迅速に住民投票が実施できる。
- ・直接的に署名が住民投票に結びつくという点で、市民にとって分かりやすい。
- ・市政に対する住民の参加意識が高まることが期待できる。
- ・個別案件ごとに要件を定めるものではないため、制度の柔軟性が欠ける。 など

#### 4 長崎市において常設型住民投票制度を設ける目的

日本の地方自治制度は、議会と長の二元代表制による間接民主主義（代表民主制）が採用されているが、この二元代表制による間接民主主義を補強し、住民自治の徹底を期すものとして、直接請求権の行使が認められており、その中の一つとして地方自治法に基づく「条例制定改廃の直接請求（個別型の住民投票制度）」が制度化されている。

本市においても、この制度により、平成28年5月から平成30年11月にかけて、5回の住民投票条例制定の直接請求がなされた経過があり、このように短期間に複数の直接請求があったこと、この請求に当たって多くの署名がなされたこと、多くの市民が市政に直接訴えたいという行動をとられたことは、重く受け止めている。

このような状況の中、長崎市において、一定数の署名が集まれば直接的に署名が住民投票につながるという点で市民にとって分かりやすい常設型住民投票制度を構築することは、市政に係る重要事項に関して市民の意思を確認し市政への確に反映させる機会を得るとともに、市民の市政への参画の機会を拡充させることにつながるものである。

以上を総合的に勘案し、市政運営上の重要事項に関する長崎市における常設型住民投票制度を設けようとするもの。

## 5 他都市の常設型住民投票制度一覧

【調査対象】 住民投票を制定している42市

(内訳) 政令市 2市：川崎市、広島市  
 中核市 2市：川口市、豊中市  
 特例市 4市：大和市、厚木市、岸和田市、上越市  
 その他 34市

検討項目		他都市調査結果
①	住民投票の対象事項	ア 市政に関する重要事項を対象を限定(42市) イ 上記に加え、除外事項を規定(41市 *大和市以外)
②	投票資格者	ア 外国人を対象に含む(20市) イ 16歳以上を対象(2市)
③	発議者	ア 市長 ア) 自ら発議し、実施可能(29市) イ) 自ら発議し、議会の協議を経て実施可能(2市) ウ) 自ら発議し、議会の議決・同意を経て実施可能(2市) エ) 自ら発議し、審査会の2/3以上の承認を経て実施可能(1市) オ) 規定なし(8市)
		イ 議会 ア) 1/3以上の議員の賛成を得て発議し、過半数の議決が必要(4市) イ) 1/6以上の議員の賛成を得て発議し、2/3以上の議決が必要(1市) ウ) 1/12以上の議員の賛成を得て発議し、過半数の議決が必要(28市) エ) 規定なし(9市)
	必要署名数	ア 有権者の1/3以上の署名(9市) イ 有権者の1/4以上の署名(7市) ウ 有権者の1/5以上の署名(7市) エ 有権者の1/6以上の署名(15市) オ 有権者の1/6以上の署名+附属機関による審査(1市) カ 有権者の1/10以上の署名(3市) キ 有権者の1/50以上の署名+議会での議決(ア及びイのうち5市)
	住民発議に対する議会の関与	ア 議会の議員の3分の2以上の者の反対があるときは実施しない(2市) イ 議会において過半数の議決が必要(1市) ウ 請求された事項が重要事項であるか、市長は議会に意見を徴取(1市) エ 規定なし(38市)
④	選択肢	ア 2者択一のみ(30市) イ 2者択一+条件付き例外(12市)
	投票期日	ア 告示又は通知から90日を超えない日(14市) イ 告示又は通知から30日を経過した日から90日を超えない日(20市) ウ その他(8市)
⑤	成立要件	ア 過半数の投票が必要(26市) ※うち、不成立でも開票(3市) イ 規定なし(16市)
⑥	再請求・再投票	ア 3年経過する日まで(1市) イ 2年経過する日まで(36市) ウ 1年経過する日まで(1市) エ その他(1市) オ 規定なし(3市)
⑦	投票運動	ア 制限あり(39市) イ 制限なし(3市)